

下水道事業の経営等のあり方に係る検討事項

令和6年10月

総務省自治財政局準公営企業室

本研究会における検討事項

- 下水道事業については、汚水処理施設の概成が迫る一方で、今後は人口減少等に伴う使用料収入の減少や、施設の老朽化による更新需要の増大が見込まれており、安定的にサービスを提供するための下水道事業の経営等のあり方について、検討する必要がある。

【具体的な検討事項】

① 公費・私費負担の明確化

⇒ 今回検討

公営企業会計の適用の進展により、適切な原価計算に基づく使用料設定を行うための基盤が整備されつつある。雨水公費・汚水私費の考え方のもと、一般会計負担と使用料収入の区分をこれまで以上に明確にした経営を行うために、現行の下水道事業の繰出基準及びそれに基づく各団体の運用において、雨水・汚水収支の区分や分流式下水道等に要する経費の区分などの点に関し、更なる明確化の取組が必要ではないか、との指摘もある。

これらを踏まえ、下水道事業の公費・私費負担の明確化の手法等について、どのように考えるべきか。

② 更なる経営基盤強化の取組等

⇒ 次回以降検討

各自治体においては、経営戦略を策定・改定し、使用料の改定などによる収入の確保や、広域化等による事業の効率化に取り組んでいる。各自治体における経営基盤強化の取組を更に推進していくための方策について、どのように考えるべきか。また、これらの取組を踏まえた財政措置のあり方について、どのように考えるべきか。

公営企業会計適用の推進について

公営企業会計適用の必要性

- 急速な人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



- 公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、**中長期的な視点に基づき経営を行う必要がある**
- 将来にわたり持続可能な経営を行うには、**適切な原価計算に基づき料金を設定する必要があり、そのためには、公営企業会計の適用により得られる情報が必須**である

公営企業会計適用の取組

現状

- これまで重点的に適用を要請してきた下水道事業及び簡易水道事業について、98.9%の事業が適用見込み(※)
- 一方、その他の事業については、19.2%の事業が適用見込み(※)となっており、一層の取組の推進が必要

※ R5.4.1時点の取組状況



令和6年1月22日付け自治財政局長通知

- 適用が完了していない**下水道事業及び簡易水道事業**について、**早急な適用を要請**
- **その他の事業**について、**できる限り適用を要請**
(特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討)

主な支援方策

- **地方財政措置(R10年度まで)**
 - ・ 公営企業会計適用債
 - ・ 都道府県が行う市町村への支援に係る地方交付税措置
- 人的支援
 - ・ 経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣
 - ・ 電話相談体制の構築
- 技術的支援
 - ・ マニュアル・Q&A集等

地方財政措置等の要件化

- 以下の地方財政措置等について、**公営企業会計の適用を要件**とする
 - ・ 下水道事業の高資本費対策 (R6年度決算に基づく算定から)
 - ・ 簡易水道事業の高料金対策 (R6年度決算に基づく算定から)
 - ・ 資本費平準化債(※)
- ※ 下水道事業及び簡易水道事業についてはR7年度から
その他の事業についてはR11年度から

公営企業会計適用の取組状況(R5.4.1時点)

- ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計を適用する人口3万人以上の簡易水道事業と公共下水道事業及び流域下水道事業は、全事業が「適用済」となっている。
- 新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計を適用する人口3万人未満の簡易水道事業は97.9%、下水道事業は99.1%、人口3万人以上のその他下水道事業は96.9%が「適用済又は適用に取組中」となっている。

下記の取組状況調査結果は、総務省HPIにおいて公表。(URL:https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html)

- ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計の適用を要請してきた事業

(単位 事業)

	人口3万人以上			
	簡易水道事業		公共下水道事業及び流域下水道事業	
	R4.4.1時点	R5.4.1時点	R4.4.1時点	R5.4.1時点
① 適用済又は適用に取組中	121 (100.0%)	117 (100.0%)	1,155 (100.0%)	1,155 (100.0%)
② 検討中	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
③ 検討未着手	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	121 (100.0%)	117 (100.0%)	1,155 (100.0%)	1,155 (100.0%)

- 新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計の適用を要請している事業

(単位 事業)

	人口3万人未満				人口3万人以上	
	簡易水道事業		下水道事業		その他下水道事業	
	R4.4.1時点	R5.4.1時点	R4.4.1時点	R5.4.1時点	R4.4.1時点	R5.4.1時点
① 適用済又は適用に取組中	405 (94.0%)	418 (97.9%)	1,582 (97.7%)	1,600 (99.1%)	688 (93.0%)	711 (96.9%)
② 検討中	24 (5.6%)	7 (1.6%)	34 (2.1%)	10 (0.6%)	47 (6.4%)	19 (2.6%)
③ 検討未着手	2 (0.5%)	2 (0.5%)	3 (0.2%)	4 (0.2%)	5 (0.7%)	4 (0.5%)
合計	431 (100.0%)	427 (100.0%)	1,619 (100.0%)	1,614 (100.0%)	740 (100.0%)	734 (100.0%)

下水道事業における費用負担の考え方

下水道事業における費用負担の考え方は、「雨水公費・汚水私費」が原則。ただし、下水道の公共的役割（生活環境の改善や公共用水域の水質保全等）に鑑み、汚水に係る費用の一部については公費負担するものとされている。

【独立採算の原則】

- 公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算の原則」が適用（地方財政法第6条、地方財政法施行令第46条）。

【雨水公費の原則】

- 雨水排除に要する経費について、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから公費により負担。
 - ・雨水維持管理費については、普通交付税により措置。
 - ・雨水資本費については、施設の建設改良に対して下水道事業債を充当した上で、元利償還金に対して普通交付税により措置。

【汚水私費の原則】

- 汚水は原因者や受益者が明らかなことから、私費（使用料）により負担。
 - ・このため、合流式下水道の資本費のうち、汚水分は私費（使用料）が負担するとの考え方
- ただし、汚水処理に要する経費のうち、分流式下水道に要する経費は、合流式下水道と比較して高コストとなるが、環境改善効果が高く、公的な便益が認められることから、私費（使用料）のみではなく、一定の部分を公費により負担。
 - ・分流式下水道の資本費については、人口密度に応じて経費の状況が異なることを踏まえ、施設の建設改良に対して下水道事業債を充当した上で、元利償還金に対して処理区域内人口密度に応じて普通交付税により措置。

○ 雨水処理に要する経費

雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。

○ 分流式下水道等に要する経費

分流式の公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。）並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする

○ 高資本費対策に要する経費（主なもの）

前々年度における有収水量 1 m³当たりの算定対象資本費のうち47円を超える額に、前々年度における年間有収水量を乗じて得た額とする。ただし、前々年度における有収水量 1 m³当たりの使用料が 206 円未満の場合、当該使用料を 206 円で除して得た率を乗じて得た額

雨水・汚水経費区分基準(抜粋)①

○ 繰出基準において、「**雨水処理に要する資本費及び維持管理費**」を繰り出すこととしていることを踏まえ、その具体的な算定方法を「雨水・汚水経費区分基準」において示している。

1 合流式下水道の場合 (1) 資本費 ①減価償却費

施設	区分方法
管渠	分流式で建設した場合における雨水管渠と污水管渠の建設費を想定し、その割合で区分する。
ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水用と污水用に区分することができるポンプは各々その額 ・雨水と污水に共用のポンプは当該ポンプに係る雨水と污水の計画揚水量の割合 ・ポンプ操作設備及び上屋等の雨水ポンプと污水ポンプに共通の施設は各施設の実態に応じ、雨水ポンプ又は污水ポンプの設置面積の割合、建設費の割合又は揚水能力の割合
処理場	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場内の施設のうちその機能が雨水用又は污水用に特定されているものは各々その額 ・沈砂池及び第1沈でん池等雨水と污水に共用の施設は当該施設に係る雨水と污水の計画処理水量の割合 ・管理棟及び倉庫等その機能が処理場全体に係るものは処理場内のそれ以外の施設に係る減価償却費における雨水に係るものと污水に係るものの割合を加重平均して得た割合
その他の資産	<ul style="list-style-type: none"> ・その機能が雨水用又は污水用に特定されているものは各々その額 ・その機能が特定されていないものは管渠、ポンプ場及び処理場に係る減価償却費における雨水に係るものと污水に係るものの割合を加重平均して得た割合

雨水・汚水経費区分基準(抜粋)②

1 合流式下水道の場合 (2) 維持管理費

施設	経費	区分方法
管渠	補修費	管渠に係る減価償却費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合
	その他の経費	管渠内たい積物の無機物(雨水)と有機物(汚水)の含有量の割合
ポンプ場	人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水に係るものと汚水に係るものに区分することができるものは各々その人員に係る経費の額 ・区分することが困難なものは雨水に係るものと汚水に係るものの割合を1対1
	動力費	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水に係るものと汚水に係るものを区分することができるものは各々その額 ・区分することが困難なものは基本料金は雨水と汚水の計画揚水量の割合で、従量料金は雨水と汚水の揚水量の割合
	補修費	ポンプ場に係る減価償却費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合
	その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水に係るものと汚水に係るものを区分することができるものは各々その額 ・区分することが困難なものは雨水と汚水の揚水量の割合
処理場	人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水に係るものと汚水に係るものに区分することができるものは各々その人員に係る経費の額 ・区分することが困難なものはその実態に応じ雨水と汚水の計画処理水量等
	薬品費	各施設ごとに雨水と汚水の水質及び処理水量を勘案
	動力費	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水に係るものと汚水に係るものを区分することができるものは各々その額 ・区分することが困難なものは基本料金は雨水と汚水の計画処理水量の割合で、従量料金は雨水と汚水の処理水量の割合
	補修費	処理場に係る減価償却費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合
	その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水に係るものと汚水に係るものを区分することができるものは各々その額 ・区分することが困難なものは処理場に係る人件費、薬品費、動力費及び補修費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合を加重平均して得た割合

2 分流式下水道の場合

施設の機能が雨水処理用又は汚水処理用に特定されているものは各々当該施設に係る経費の割合で区分し、その機能が雨水処理と汚水処理に共通するものは合流式下水道の場合に準じて区分する。

決算統計における雨水・汚水区分について(法適用事業)

- 決算統計においては、損益計算書の維持管理費及び資本費と、それに対応する一般会計繰出し（以下イメージ図の赤字部分）は、雨水・汚水で区分されている。

貸借対照表

資産	負債
	資本

損益計算書

<p>費用</p> <p>維持管理費 雨水処理費 汚水処理費 資本費(減価償却費等) 雨水処理費 汚水処理費</p>	<p>収益</p> <p>雨水処理に係る繰入れ 分流式下水道等に係る繰入れ</p>
当年度純利益	

資本的収支

<p>資本的支出</p> <p>建設改良費 企業債償還金</p>	<p>資本的収入</p> <p>建設改良のための企業債</p>
	補填財源

「下水道財政のあり方に関する研究会」報告書(令和2年11月)

1(4)雨水事業・汚水事業の収支の分離について

下水道事業は、雨水事業と汚水事業を実施しており、それぞれの財源としては、雨水事業が全額一般会計からの繰出し、汚水事業が繰出基準に基づく繰出し及び使用料、と異なっている。両者の収支を分離することは、汚水事業における適正な使用料徴収に向けた算定根拠の明確化や、広域化・共同化の推進等に繋がることを期待できる。

現状、下水道事業全体のうち、ほぼ分流管のみの事業は全体の9割以上を占めている。これらの事業においては、雨水施設と汚水施設に分離されており、資産や負債等は明確に分離可能であることから、人件費や維持管理費の一部を除き、収支を分けることは容易と考えられる。実際に、分流管のみ有する松江市等の事業では、雨水事業と汚水事業を分離し、損益や資産・負債・減価償却費等を各セグメント情報として会計上明示している例がある。

また、合流管を有する事業では、物理的に対象施設を処理水量等で按分して分離する必要がある。現状においても、雨水事業への繰出金を算定するために、昭和56年総務省通知による「雨水・汚水経費区分基準」に基づいて各費用を按分しているものと考えられる。そのため、合流管を有する事業であっても、雨水事業と汚水事業の収支を積算上分離している。

なお、よりの確な雨水事業・汚水事業別の減価償却費を算出するためには、過去に取得した資産等についても区分する必要が生じるところであるが、公営企業会計の適用に向けた資産の振り分け時に、合わせて雨水事業・汚水事業別に振り分けることで作業が効率的になることが考えられる。

収支の分離については、雨水事業と汚水事業には一定の関係性があることも考慮すると会計を分けることは適切ではないとの意見も当研究会での議論の中で示されており、先行事例も踏まえると、セグメントで区分する方法が考えられる。また、その公表方法としては、予算書及び決算書のセグメント情報に関する注記として雨水処理と汚水処理を公表している団体があること等に鑑み、同様の手法による公表が考えられる。

分流式下水道等に要する経費に係る繰出基準

○ 分流式下水道等に要する経費

分流式の公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。）並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする

◆ 「下水道事業繰出基準の運用について」（平成18年4月19日付け総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知）

「その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるもの」とは、適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難であるものをいうものであり、適正な使用料を踏襲することなく安易に一般会計からの繰出しを行うことは厳に慎まれないこと。なお、地方財政計画においては、「高資本費対策に要する経費」における「使用料対象資本費」の算定に用いる方式により処理区域内人口密度の段階等に応じて所要額が計上されているものであるので参考にされたい。

<イメージ図>

汚水処理費	汚水維持管理費	汚水資本費	
		合流汚水資本費	分流汚水資本費
使用料収入	使用料収入 ※少なくとも150円/m ³ 未満の場合は150円/m ³ として算定		分流式下水道等に要する 経費に係る繰入れ

分流式下水道等の繰出基準等に対する自治体の要望

○日本下水道協会（令和7年度下水道関係予算の確保等に向けた提言（R6.6.28））

・地方債制度及び地方交付税措置の充実

地方公営企業繰出金における分流式下水道等に要する経費の算出方法を見直すこと

※下水道協会・令和6年度提言事項に係る意見交換会議（R6.4.26）

地方公営企業繰出金における分流式下水道等に要する経費の繰出基準は「分流式の公共下水道等に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」とされています。

繰出基準額の算定方法については、総務省より算定表が示されていますが、これにより基準額を求めると、事業収入が増えた場合や事業支出が減った場合には基準額が減少する仕組みとなっています。

この算定方法では、使用料改定や経費節減などにより経営改善を図っても、見合いの繰出基準額が減少しインセンティブが働かず、留保資金が一向に増えない制度設計になっており、施設等の更新時には一般会計や使用者の負担が増してしまうことになります。

こうしたことから、経営努力が反映される算定方法に見直されるよう要望するものです。

検討の論点

- 公営企業会計の適用を踏まえ、適切な原価計算に基づく使用料設定を行う上では、下水道事業において一般会計により公費で負担すべき部分と、使用料で賄うべき部分の範囲を更に明確に区分することが重要ではないか。
- 雨水・汚水収支の区分については、公費・私費負担の明確化の観点で、各団体の事務負担も考慮しつつ、減価償却費や維持管理費などを適切に区分していく方法を、どのように考えるか。
- また、分流式下水道等に要する経費の繰出基準について、現行では「資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」とされており、一般会計と使用料収入で賄うべき点をより明確にすべきとの意見があるが、どのように考えるか。